

平成 2 7 年第 5 回定例会

小清水町議会会議録

平成27年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年9月15日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第7号 議員研修会の参加について
- 第 5 発議第8号 小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 6 意見案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
(案)の提出について
- 第 7 意見案第11号 介護報酬の再改定を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第4号 小清水町一般会計継続費精算報告書について
- 第10 承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成27年度小清水町一般会計補正  
予算(第2号))
- 第11 議案第34号 小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第35号 小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第36号 小清水町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第37号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第38号 平成27年度小清水町一般会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第39号 平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ  
いて
- 第17 議案第40号 平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第18 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第19 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 第20 議案第43号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 第21 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 第22 認定第1号 平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	横山仁君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	服部隆文君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成27年第5回町議会定例会を開会いたします。  
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は  
3番 八木 勝 正 議員      8番 林      幸 雄 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。  
○議会運営委員長（高橋隆文君）7番、議会運営委員会の審査結果を報告いたします。  
本定例会を開催するにあたり、去る9月10日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。  
本定例会では、一般質問者が5名7件、町長から提出されている議案14件であります。  
その内容につきましては、一般議案7件、補正予算3件であります。  
その他、承認、報告、同意、認定各1件、発議と意見書も予定されております。  
従いまして、一般質問及び提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月15日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。  
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。  
これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。  
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配布しております。  
監査委員からの例月出納検査報告書を受領しましたので、その写しを配布しております。  
また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書を付けて報告がありましたので、その写しを配布しております。  
その他に、小清水町新型インフルエンザ等対策行動計画について報告がありましたので、計画書を配布しております。  
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配布に関わるもの以外に、平成26年度決算審査意見書を配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

合わせて、日程第3、行政報告について報告書が配布されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

早くも9月半ばを迎えまして、朝夕の涼しさとともに農作物の本格的な収穫作業が始まり、秋の気配が強く感じられる頃となってまいりました。

そうした本日、平成27年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、本年度計画いたしました各事業につきましても順調に進捗しており、議員各位をはじめ町民の皆さまの町政運営に対する深いご理解とご協力に対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に提案させていただきます諸案件でございますが、報告案件は、一般会計継続費の精算報告1件、承認案件は、専決処分した事件の承認1件、議案につきましては、条例の一部改正4件、平成27年度一般会計など補正予算3件、組合規約の変更3件、同意案件は、教育委員会委員の任命1件のほか、認定案件として、平成26年度各会計歳入歳出決算認定1件、合わせて14件を提案させていただきますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいませようお願い申し上げます。定例会招集にあたりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますのでご了承願います。

はじめに、4ページの左側上段、ジャガイモシロシストセンチュウ植物検診についてご説明させていただきます。

8月19日に農林水産省は、網走市の馬鈴薯生産圃場におきまして、これまで国内では未確認でありました、重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認したところについて、発表したところでございます。

これを受けまして、8月21日に関係機関の協力をいただき、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急対策本部を設置し、当該センチュウの蔓延防止を図るための初動対応として、でん原抵抗性品種作付圃場の自主植物検診を早急に実施することを決定したところでございます。

自主植物検診は、8月23日から24日の2日間、569筆、7,650株を実施したところであり、検診結果は本町区域内におきましては、当該センチュウの発生は認められなかったところでございます。

また、8月26日には当該センチュウの発生範囲を特定するため、農林水産省横浜防疫所防疫官による植物検診が、国道及び斜網広域農道沿いの抵抗性品種作付圃場11筆、270株で実施されたところでございます。

国におきましては現在、植物検診に基づき発生範囲の特定調査が進められているところでございまして、蔓延防止対策事業等を含め近日中に公表される予定となっているところでございます。

これらの経過につきましては、昨日、9月14日ジャガイモシロシストセンチュウ緊急対策本部会議を開催し報告したところでございまして、当面の対策といたしましては、正規の種いも使用、作業機洗浄など、蔓延防止における諸対策は、ジャガイモシロシストセンチュウにおける対策に準ずることについて、確認したところでございます。

今後におきましては、国及び北海道が策定する予定となっております当該センチュウに係る蔓延

防止対策等を注視のうえ、J Aこしみず等関係機関と連携を図り、万全を期して参りたいと考えております。

続きまして、同じく4ページの右側中段、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、蒔き付けは例年より早期に始まり、4月中旬以降は降水量が少なかったものの高温が続き、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。

しかし、6月に入り雨は降ったものの低温、更には日照不足により一部の農作物においては生育が停滞している状況も見受けられましたが、その後は天候の回復により、生育状況は概ね順調に推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、きたほなみが反あたり13.7俵と昨年より約1俵上回り、春よ恋は8.4俵と平年並みとなっております。

馬鈴薯は8日早い生育で、J Aこしみずの坪堀調査によりますと、収量、ライマンとも平年を上回る結果となっております。

てんさいも同じく8日早い生育で、8月20日に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量、糖分とも平年を上回る結果となっております。

大豆は平年並みの生育、たまねぎは1日早い生育となっており、飼料作物のとうもろこしは2日遅い生育、牧草は平年並みの生育となっております。

以上のような調査結果から、全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、今後の収穫作業にあたり、農業者の皆さまをはじめ関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と、ほ場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えたいと願っているところでございます。

続きまして、行政報告書4ページ左側下段の職員住宅75号棟火災発生状況についてご説明いたします。

先月30日の午後2時14分頃、町内7区川東の職員住宅で火災が発生し、昭和48年建築の木造平屋建、住宅1棟、床面積54.65㎡と、同じく木造物置1棟、床面積3.31㎡の内部を全焼いたしました。

町有財産である職員住宅を焼失したことについて、心からお詫びを申し上げます。

出火時に在宅していた、渡邊尚徳本人と妻、子どもの家族3人は、全員無事に屋外へ避難いたしました。

火災原因については、現在、消防で検証中でありますので、火災調査書の結果内容を精査した上で、当該職員への対処を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎発議第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第7号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月20日大空町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に議員全員で参加することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。

これに参加する場合の、議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって本件はそのように決定いたしました。

◎発議第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第8号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者高橋隆文議員の説明を求めます。

7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）ただいま上程されました、発議第8号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてご説明申し上げます。

本規則の一部改正は、議会における欠席届の取扱いについて、昨今の社会情勢を勘案し、将来的に出産のための欠席届け出がなされた場合に備え、あらかじめその取扱いについて規定するものでございます。

具体的な内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表のとおり、第2条に議員が出産のために出席できない時は、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるとする1項を加えるものです。

なお、施行期日につきましては、平成27年10月1日となっております。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第8号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって発議第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第10号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○3番（八木勝正君）はい議長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）意見案第10号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案の提出について。

地球温暖化対策のための税を、森林吸収減対策に使うなど、木材利用のための財源及び公共事業である森林整備事業、治山事業の財源を十分に確保すること、また、森林整備加速化、林業再生対策に恒久化しそのための財源も確保することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、なにとぞよろしくお願い申し上げますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、意見案第11号、介護報酬の再改定を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○3番(八木勝正君) はい議長。

○議長(坂田秀昭君) はい3番、八木勝正議員。

○3番(八木勝正君) はい3番、介護報酬の再改定を求める意見書案の提出について。

平成27年4月の改定により、引き下げられた介護報酬について、次年度予算において介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すことを要望します。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、何卒よろしくご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第11号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第11号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、工藤孝一議員。

○5番(工藤孝一君) はい5番。

先に通告してあります2点について質問いたします。

最初に、介護保険利用者負担軽減事業についてであります。

平成12年4月にスタートした介護保険法は、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として創設され15年が経ちました。

本町では、社会福祉法人などによる負担軽減と特別対策利用者負担軽減事業を実施してきたところですが、サービス提供事業者の増加と特別養護老人ホームの新施設の供用に合わせて、低所得者の利用負担軽減が必要だと考えます。



軽減対象サービス要件に社会福祉法人以外の法人や社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度の対象サービスに加えて、介護予防なども含める必要があります。

軽減率では、社会福祉法人などが行うサービスについては、国の基準に町独自に上乘せを図るべきだと思いますが、所見を伺いたいと思います。

2点目ですが、全国学力テストによる平均点競争についてです。

文部科学省は8月25日、全国の小学6年生と中学3年生を対象におこなった2015年度、全国学力学習状況調査の結果を発表しました。

道教委は今回の結果を受け、いまだ多くの教科で平均点を下回り、そのうち3教科で全国との差が広がっていることから、こうした状況を厳しく受け止め、なお一層の努力が必要と考えていますとのコメントを発表いたしました。

学力テストが求める、早く、正確に回答することが授業の中で優先され、本来、人間的成長が期待されるべき学校を、息苦しい競争社会の縮図になっていると思います。

学力テストのあり方は見直されるべきと思いますが所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）私からは、1点目の介護保険利用者負担軽減事業についてお答えしたいと思います。

ご質問の主旨は、現行の社会福祉法人等による介護サービス利用者負担軽減事業に、社会福祉法人等以外の事業者もその対象要件に加え、また、対象となるサービスに介護予防事業を含め、国の軽減基準に町独自の上乗せをした軽減措置に拡充すべきとのご質問かと思えます。

まず、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度ですが、税法上の優遇措置などを受ける社会福祉法人等は、その社会的役割に則って、法人自らの負担により介護サービス利用者負担を軽減し、その一部を公費により助成する制度でありまして、軽減総額の2分の1を超える額は、当該法人が負担しなければなりません。

つまり、同制度の運用においては、事業者に対応の負担が生じることになりますので、仮に、一般法人等を対象とした場合では、税法上の優遇措置等のない中で、事業者負担のみ大きくなることから、その運用に至らず、町独自の軽減率の上乗せも、社会福祉法人等が行うサービスを利用できる方のみが、更なる負担軽減を受けられるという実態が生じ、現実的なものとは考えられません。

どの事業所のサービスを利用しても平等な負担軽減をはかれる制度とするためには、社会福祉法人等による軽減措置によらず、利用者負担の軽減分を全て町単独で賄う制度としなければならず、そのためには相応の財源が必要となり、結果、保険料等に更なる負担を求めることになりかねません。

低所得者の負担軽減には、この他にも、利用者負担では、高額介護サービス費や、特養などの介護保険施設における特定入所者介護サービス費により、一定額以上の負担が生じないよう措置されておりますし、保険料軽減では、第2段階層において、基準額に対する割合を独自に0.1引き下げるなどの措置を講じているところでございます。

町といたしましては、これらの負担軽減制度の中において、一定の負担をいただきながらも、受けられる介護サービスが利用者にとって、より良いサービスとなるよう、提供事業者等の協力を得ながら、介護保険事業を推進して参りたいと考えてるところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業の対象には、介護予防サービス事業も含まれておりまして、総合事業への移行後も、保険給付と同様の自己負担割合のものを対象とする措置がとられておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）渡辺教育長。

○教育長（渡辺等君） 2点目のご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、平成19年度から文部科学省のもとで毎年行われ、現在は悉皆調査として児童生徒全員を対象に実施されております。

教育委員会としては、児童生徒が今後、社会へ出て生きる力を養うためにもこの学力学習状況調査及び生活関連児童生徒質問調査は大切であると考えております。

小清水町の児童生徒については、本年度の学力学習状況調査の結果を見た中では確実に学力の向上が図られてきているものと判断をしております。

この結果につきましては、家庭学習の充実を図るために児童生徒の保護者にもしっかりお伝えして参りますとともに、この調査結果の公表にあたっては、各調査問題別、領域別に示すレーダーチャートを基本とし、分析結果や改善方を示すこととしていますが、平均正答率については、小中学校の序列化や過度な競争が生じないようにするなどの観点から一般への公表は行わないこととしております。

なお、児童生徒は学力だけではなく、社会で生き抜くために体力運動能力の向上も大切なことと考えておりますことから、今後もスポーツ少年団の育成や学校の部活動の推進を図って参りますのでご理解いただきたいと思っております。

○5番（工藤孝一君）はい議長。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） 1点目に、今質問にお答えいただきました町長からの介護保険利用者負担軽減事業については、事業者の負担が増えると、社会福祉法人の軽減制度を使った場合、事業者の負担が増えるというのが1点ですね。

加えて、今のご答弁では、介護保険被保険者の保険料が上がるというご答弁だったかと思うんですが、社会福祉軽減制度については、国が50%、残り40%を地方自治体あるいは関係機関、残りの10%本人負担というふうになってるかと思いますが、そういう社会福祉軽減制度の中で、確かに事業者の持ち分も増えることは間違いありませんが、そういう中でお隣の斜里町では、通所訪問介護含めた居宅サービス、そして老人ホームやなんかの施設サービス、そしてまたグループホームなどの地域密着型のサービス、この全てのサービスに対して、50%から70%の利用者、非課税世帯に限りですけども負担軽減を10年、ちょっと10年っていうのは訂正しますが、相当な間、続けてきています。

網走市においても、社会福祉法人以外の法人、いわゆるNPOや株式会社含めて、網走市の一般財源から社会福祉法人の軽減制度を使わないで、利用者負担を取り組んでいます。

この近年、高齢者は徐々に年金の受給額が下がる、そして物価が少しづつ上がっていくと、そういう中で収入減少と消費税の増税が跳ね返って新たな困難を徐々に抱えてきています。

そういった中ではやはり近隣の取り組みについて、もう一步踏み込んでお考えになれると言いますか、精査をされて、今後愛寿苑等含めて利用される方の軽減方策についてはもっと利用者の負担を軽減するそういう方向で再度協議していただきたいと強く思います。

非常に財源的にどの程度の財源が必要なのかとかそういうこともあります。

現在、愛寿苑居室料軽減対策事業、来月11月から5年5ヶ月間ですか、居室料の軽減対策を行います。

それと整合性ある、新規に入居される愛寿苑20床増えますね、そういう方たちにもきっちり軽減対策を提示するこのことが必要だと思います。

再度ご答弁をいただきたいと思っております。

2点目ですが、今教育長の方から、この8月に行われた、公表された、正答率等については、本町の教育委員会としては公表しないというご答弁をいただきました。

このことは、私も重要な事だと思いますし、そういうご判断をされたことに対しては、そういう立場で続けて欲しいと思います。

今、先生方の特に数学や理科の時数が増えたりして、中学校の教職現場でも大変忙しいというふうにも聞いております。

合わせて子供たちのテストの結果に対する敏感さ、点数に本当に非常に敏感だというお答えがかえってきてますが、そういう中でやっぱり、今先生方が常に子供たちの悩みや心の叫びを受け止める事ができるように、ゆとりある環境教育作りということが大切だと思います。

そのために少人数学級や教員定数の増など、教育条件整備と地域町民との一層の連携が大事だと思います。

今求められていることは、子供たちの学ぶ意欲、能力、個性、そこを引き出す教育だと思います。

子供たちの全面的な発達を保障して様々な多様に成長していく子供たち、こういう育成が大事だと思います。

再度ご答弁を求めます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）1点目の質問につきましては、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

まず私の勉強不足もあるかもしれないけども、網走市の状況ですが、網走市の利用者負担軽減制度の方を私が理解する中では、社会福祉法人等による利用者負担軽減のみで、ただ訪問介護については独自に3%上乘せしていると、老人介護保健施設も社会福祉等による利用者負担軽減で、これらについては、軽減をしますという事業者の申し出により基づくもので、現在網走市で利用できるのは、2つの特別養護法人ホームしかないと理解をしているところであります。

斜里町は、お話があったように独自に社会福祉法人の軽減制度とは別に上乘せをしているようですが、対象を社会福祉法人等とは別に所得判定のみで資産の判定等をしてないような関係もありまして、実際、実情としては、ある程度資産がありながらも軽減を受けられているという実態が見えているということも聞いているところであります。

本町におきましては、特別対策事業としまして、これまで上乘せをし、今年度2分の1に削減、来年度は廃止という形で進めておりますが、社会福祉法人等による軽減制度につきましては、先程の町長の答弁にもありまして、一般法人等にその運用を広げることは現実でないものと考えております。

これまでの特別対策事業を実施してきておりましたが、この事業の運用につきましても、現在一部一般法人の事業者等に適用しておりますが、介護保険制度の運営基準においては、直接利用者負担を事業者が軽減する取り扱いが好ましくないという点も生じているのが実態です。

そのため利用者の申請による償還払いの運用の見直しなど、利用者の皆さんにとっては大変複雑な面倒な手続きをお願いした中で、そのような制度改革が必要になってくるのではないかと考えているところでありまして、しかしながら低所得者の方々にとっては、保険料やサービス利用料が大きな負担となりまして、サービス利用を控えるような事が無いような対策は必要であると考えております。

そのへんは十分承知しておりまして、そのためにも平成29年度より介護予防を含む訪問介護、通所介護サービスは介護予防日常生活支援総合事業へと移行し、市町村が独自にサービスを提供していく仕組みとなってまいりますので、この制度を組み立てていく中で、低所得者の費用負担のあり方や必要に応じた軽減制度の設計などを十分研究し、安心してサービスが利用できる仕組みを検討して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）渡辺教育長。

○教育長（渡辺等君）学力テストの関係についてお答えします。

教育委員会としては決して、学力の競争心ではないと考えております。

子供たちが社会に出て、全員がひとり一人が生き抜いていくための義務教育の最低限の教育をぜひ全員につけていきたいということが大きな目的であり、またこの結果については、学校経営の中で子供たちの日常の生活について、検証、分析しながら課題になることについては、子供たちに分かりやすく教えていく、色んなデータに使えるものと、役だってるものと考えております。

特に勉強だけでなく、小清水町については忙しい中で子供たちにスポーツの振興、文化の振興もお願いしております。

今年度も、少年団のバレー男子女子とも数回全道大会に出場したり、金管バンド小学校も全道大会に出場しております。

また、来月については中学校の空手の子供たちが、東京に全国大会に出場するというので、教育委員会として大変喜んでおられるかぎりです。

今後、今年度のテストの結果については、対町議会については平均正答率も含めて詳しく説明をしていきたいと考えておりますし、また過日小中学校の6年生、中学3年生のテストの対象者の保護者だけでなく、全小中学校のPTAにも本町の平均正答率も含めた全国、全道のベースも含めて詳しく通知しております。

ただ先程ご質問にあったように、対外的には今年度も平均正答率は示さないということで道教委に回答しようと考えております。

いずれにしても学習指導要領の中では、今時数が大変多くて、子供たちも大変であり、先生たちも非常に日常、一生懸命子供たちに教育をしていただいております。

今、少子化の中で小清水町も学級数が減ったり、どうしても学級数が減ると先生も定数配置が減ってきます。

このような中で小清水町の新しい教育作りとして、1校1校になった小中学校が連携して一貫教育ができるよう、この中で小中学校の先生が1年生から9年生まで、いわゆる中学3年生までの9年間、小中学校の先生が共通して、なるべく子供たちを見て教育できるような、新しい教育作りを今、学校にお願いして、進めようと、今後また町民の理解をいただいて進めたいと考えております。

以上説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）介護保険利用料軽減については、29年度から始める新総合サービス、総合事業で含めて考えたいというご答弁でしたが、しかし、町長、その29年度以降で良いというふうにお考えなんですか。

やはり今回新しく愛寿苑が新設、供用されるにあたって思い切って、網走市は確かに今、説明ありましたが、サービス事業者は30数件ある中で、網走市が申請を受け付ける事業者数は、10数件だというふうにお聞きしています。

そういった意味では広く対象になってるとは思いませんが、それでも1600万を超える独自の軽減をやっています。

斜里町では1500万ということです。

やはり、新総合事業が始まるまでの期間をおかずに、ぜひご検討いただきたいというふうに再度ご質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

鈴木課長の答弁の中で、平成29年度以降の中で色々検討して参りたいと答弁したところございまして、私もそれでいいというふうに理解しております。

工藤議員からは老人福祉対策について、網走市とか斜里町とかの事例が出されて、隣の町はこういうことをやってるよということをおっしゃられて、そのことは分かるんですが、私は町として老人福祉費全体としてとらえていただきたいと。

例えば、小清水町では敬老会の時に敬老祝金、全員に出しております。

これはオホーツク管内でどこも出しておりません。

もちろん、斜里町も網走市も出してません。

温泉入湯券もたぶん、小清水くらいだと思っております。

そういった意味で老人に対する費用、町単独で出している費用全体を見ていただいて、小清水町が単独で出している事があるという認識も元で、隣の町もあれやってるから、小清水これしなさいということは、言ってることは分かるんですが、財源って限られておりますので、全体としてどう考えているかということも含めて検討して、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

そういった観点の中で私はとりあえず愛寿苑、整備して11月1日から入居が始まるわけですが、そういった施設整備費等も費用負担かかっておりますので、老人福祉に対する費用全体として工藤議員にもご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番。先に通告してあります、小清水高校の募集停止に伴う、来年度からの支援策についてをお伺いしたいと思います。

平成30年に小清水高校が閉校になるにあたり、来年度から募集が停止されます。

従って、進学を希望する小清水中学校の生徒は、町外の高校に進学しなければなりません、その支援策についてお伺いしたいと思います。

小清水町教育委員会のホームページで平成28年度募集停止についてという記事の中で、募集停止以後における支援に関しましては、北海道教育委員会が実施している補助制度の活用を行うとともに、町の支援策につきましては全道的な支援の状況などを参考としながら今後検討して参りたいとありますが、通学支援は進路を決める上で重要な条件の一つとなりますので、現段階での具体的なお考えを伺います。

また、北海道の補助制度の中に自家用車での通学に対する補助制度が含まれるのかも合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問の小清水高等学校の平成28年度から募集停止後における本町の対応についてお答えいたします。

道立高校募集停止に伴い、北海道では遠距離通学等への通学費や下宿費にかかる経済的負担を軽減し、生徒の就学機会の確保に努めることを目的として、閉校後の学生への支援を行っているところでございまして、小清水町から同じオホーツク東学区内の高校に通学等する場合には、募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまでの5年間の間、実際に負担している金額の1万円を超える額については通学費等の補助制度があるところでございます。

また、小清水町から近隣の高校へ通学する生徒への補助制度として、斜里高校へは車両燃料費3分の1の定額助成が斜里町において行われており、また清里高校への通学に対しては、今後、清里町において支援策が決定されると聞いております。

小清水町としては、今後も、道の現行の補助制度における所得制限や5年間の補助期間の問題について引き続き北海道教育委員会へ要望して参りたいと考えております。

なお、北海道の補助制度の中に自家用車での通学に対する助成制度が含まれるのかどうかについてご質問ですが、道の通学費等補助金交付要綱の中で、通学費は定期乗車券購入費に限るとされており、自家用車での通学に対しては助成の対象にはなりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）支援策の中で、私が一番今懸念しているのが、通学の手段だと思っております。

ます。

網走方面につきましては、交通機関がありますが、斜里は浜小清水、止別方面の方はJRがありますが、あとの方は公共の交通機関が無い中、また、清里に対しては公共の交通機関が無いので、自家用車での送り迎えができない方は、通学手段が無いために非常に進路を決めるにあたって困るのではないのかなというふうに考えております。

最悪、通学手段が無いために進学が出来ない方も絶対ないとは言い切れないとは思いますが、通学の手段について、また自家用車の送り迎えに対しての施策についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ご承知のように、小清水高校は28年度から募集停止になります。

現在、いる高校生については高校教育に支障のないように北海道教育委員会にお願いして、清里高校との道立間連携教育事業ということで、先生の派遣をいただきながら、支障の無いように閉校までに道教委に高校教育をしっかりとるようにお願いをしております。

今、ご質問の通学費に対する助成については、網走方面についてはJR、バスがあります。これについては、網走方面に向かう通学区域の方は道教委の補助制度にのれるかなと思っております。

ただこれについても所得制限がありますので、前年の所得が一定以上超えれば助成の対象にならない家庭もでてくのかなと考えております。

また清里町については、現在、春の子供たちの次年度の進路状況をみると2名から3名ということが、この後11月にまた変わると思いますが、そういう状況で推移しています。

非公式に清里町からは次年度以降、清里町もキャンパス校で20名の存続を維持しなくてはだめだということで、清里町も14、5名の今年の入学状況です、清里町内からの中学校からの清里高校の入学ですが、できれば小清水からも数名来ていただいて、20名を超える募集をしていきたいということが清里の願いであります、ただ小清水町について次年度以降子供たちが清里町に実際に高校に入学する方がどの程度いるかまったく予想がつかない状況であります。

今年度は2名入学しますが、ただ清里町で非公式ではまだ、多くの子供たちが清里町に通学する場合にはバスも考えたいというお話も非公式できてます。

ただバスも一定以上の人数でないと、経済的な負担があるので、バスが輸送できない場合については、自家用車での通学に対しての助成も検討したいということで考えてますので、今後教育委員会として清里さんにこの辺の支援策について、強くお願いをして参りたいと考えてますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）今、ご答弁の中で状況的にはだいたい分かりましたけども、何年か前に我が町が合併の議論をされたかと思えます。

その時に、我が町は自主自立で行くと、その代わり広域での連携ができるものについては、広域連携をしていきたいということだったと思います。

まさしく今回の通学の手段につきましては、広域で連携をとってやるべき案件だと私は思っておりますので、来年の進学を決めるにあたって、もう11月くらいには進学の方性を決めなくてはならないと思いますので、それまでにはぜひとも通学の手段について、もう少し父兄の皆さんに情報提供ができるような形で、まあ、相手のあることです、なかなか難しいとは思いますが、連携をとっていただいて情報提供できるような形でお願いしたいと思っております、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）今、再度ご質問あったんですが、清里町については、今後経済的な清里の

財源の関係もありますので、教育委員会が当然要望しますが、林町長もお願いして、清里町自体にその辺の連携を取っていただくように、教育委員会も努力して参りたいと思います。

また、参考までに本町の自己負担については考えてないんですが、どこの町村もこれまで閉校してきた高校の状況を見ると、たまたま公共手段があつたりして、たまたま単費でおこなうところについては、道立高校の期限措置5年間なんですよ、今例えばうちでいくと中学1年生が高校卒業するまでの5年間については道教委が1万円を超える下宿代だとか交通費については、交通費は通学区域内ですけども、助成することになっています。

私も考えるのは、今、道教委の1万円を超える部分の助成してもらえますので、できれば逆に5年以降の子供たちがまるまる負担をしなくてはならないという部分が今後出てくるんで、長い目で見ると、今中学の1年生を対象でなくて、今小学校にいる子供たちも高校通学する場合に道教委の支援策がきれた段階が非常に経済的負担が、1万円を超える額は負担していただけますので、大切かなって考えています。

ただ先程も申しましたように、所得制限とか5年間の撤廃をぜひしていただくように、小清水町教育委員会もとよりオホーツク管内、また全道の教育長部会でも強く道教委に要望して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）次に、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）9番です。

保護者と学校の連絡協議について質問させていただきます。

小中一貫教育について、保護者から教員に対し、質問が寄せられていますが、現場の教員は情報が少なく、十分な対応が出来ていないと聞いております。

このような現状から、学校長と教員と保護者間の連絡協議が十分なされていないと思われませんが、このような学校運営の現状について、どのように思われるか教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問にお答えいたします。

小中一貫教育に向けての協議にかかる件だと思いますが、小中学校の校長、教頭、教務主任ほか関係する教職員により、現在、小中一貫教育に向けて、検討していただいて、義務教育学校教育課程準備委員会を6月に設置して、これまで2回の会議を開催していただいています。

その中で、小中一貫教育実施に向けての9年間の教育課程をどうつなげるか、また学習体制や諸課題についても検討していただいているところでございます。

この準備委員会は、本日第3回目の準備委員会が開催されると聞いております。

その内容については、まだ現段階では正式に決定はしておりませんので、そういった事で、一般教職員にも、保護者の皆さんにもお伝えできる状況にはありません。

このようなことから、保護者からの教員へのご質問については、お答えできないこともあるかと思いますが、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

なお、現在、義務教育学校教育課程準備委員会で検討がされている内容が決定いたしましたら、直ちに、学校だより等を通じてお知らせして参りたいと思っております。

いずれにいたしましても、小中一貫校の設置に向けては、教育委員会と学校とが一体となって保護者の皆様に周知し、ご理解いただきながら進めて参りたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）再度お伺いします。

前回6月の定例会の際にも保護者の不安という部分についてふれましたが、その後も対応が無いようで、7月にPTAからの質問からにも中味が分からない、中味が決まっていないので説明のしようがないと学校からの返答だったようですが、6月に小清水町総合教育会議が設置され、11月に次の会議が予定されているようですが、過去の資料で、平成21年から小中一貫の話があたり、23年から25年度の3年間、小中ジョイントプロジェクト事業の指定を受け、26年からは小中

連携一貫教育実践指定校のモデル事業として進めてきた中で、学力向上、中1ギャップの対応、教員の学校のりいれの際の資格問題、教員の負担など、データの蓄積は出来ているのでしょうか。

これまでの期間費やしてきたのですから、もうある程度の計画は集約できていると思います。

今後の小中一貫教育についてどのように周知していくか、父母のみならず町民に町長の推進するまちづくり、ひとづくりの理念の根底となる義務教育課程の中長期的な戦略の一つと思われるので、パブリックコメントを求めるなど、広く町民の声を聞くべきではないでしょうか。

小清水町総合教育会議の長として、町長の所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

いずれにいたしましても、先程教育長から答弁のあったとおり、小中一貫教育に向けて、今学校で動き出したと、検討が始まったばかりですから、今の段階で保護者が色々ご心配されてることは分かりますけども、お話できることが無いわけですから、これは私は止むえないと思っております。

従いまして、今後小中一貫教育についてどのような方針がでるのか、私はわかりませんが、最終的には、先生方、教育関係者の理解、そして保護者の理解、そして町民の理解をいただいた中で小中一貫教育の6・3制をどういう形にするのか、5・4にするのか、わかりませんが、そういったことを長年の6・3制が歴史としてでておりますので、この中で変更するということは、やっぱり保護者の方も一般町民の方も色々悩まれていることだと思いますので、先程申し上げたとおりある程度の方向性が今、検討している中でた段階で、学校だよりというお話は先程答弁ありましたけども、それだけでなく、色んな方法でもって理解をいただいた中で私は進めるべきだというふうに思っておりますので、お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）再度お伺いします。

小清水は明確にいつから実施しようとしているのでしょうか。

いまだに説明できない部分が多い状況であるならば、従来どおりの教育方針で様子を見ることも可能と思われま。

少し話はそれますが、私にも先々月の4月に子どもが産まれました。

学校入学にはまだまだ先の話ですが、保護者として安心して任せられる教育環境作り、従来の教育方針と現状見直し、教育委員会、校長、教員、保護者が連携し、町民の理解が得られる体制を作っていくべきだと思いますが、所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺等君）ご質問にお答えいたします。

先程の質問の中で、小中連携事業、それから一貫教育推進事業の実績はどうかという答えをお答えしたいと思います。

平成23年から3年間、小中連携事業ということで、道内でいち早く小中学校の教師間の連携を事業を実施しております。

また引き続き現在3年目ですが、平成26年から、あ、今年2年目ですね、26年から28年度まで3ヶ年間小中一貫教育実践事業ということで、管内では唯一小清水町が小中学校、道教委の指定を受けて研究、実践を行っております。

この中では公開研究授業ということで、管内の先生にもご案内したり、直接先生が授業公開をしたり、合わせて北海道レベルで小清水町の実践教育の研究を報告しております。

これまで、非常に学校の中では小中連携の一貫教育事業については、かなり成果が認められているところであります。

現在小学校、中学校の中で縦の連携でそういった授業をやっていますが、教育委員会のねらいとしては、小中学校義務教育9年間の教育課程を編成したい、今の中では国の許可を受けないと小学校、



中学校の垣根を超えた教育課程編成はできないことになっております。

来年からスタートする新しい義務教育学校の学校については、小中学校が学校長の判断で9ヶ年間の教育課程を連続して組むというメリットが大きな、子供たちを育てる教育課程の柱かなと思っております。

できれば、この教育課程に向かった一貫学校を教育委員会では設置をしていきたいと考えています。

先程ご質問ありますように、現在、かなり小中学校の教員で、詳しく検討していただいて、今日3回目で粗々素案がでるのかなと思っております。

この点については今後十分保護者、地域に説明しながら、年次については、いつって形は決められませんが、当然教職員の理解、保護者の理解、当然議会にも説明しながら新しい一貫学校の設置に向けて小清水らしい新しい教育作りに邁進して参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、今月の最後の土曜日、9月26日に、直接、義務教育学校の制度設計をした、文部科学省の教育制度改革室室長補佐の武藤補佐が直接小清水町に来町いたします。

当日は小中学校の土曜授業で6年生が中学校で午前中授業をすることになっております。

これも小中一貫教育なり、中学校に環境に慣れるための準備でございますが、この中で午後から1時15分から文部科学省の直接、小中一貫教育の義務教育学校の制度設計をした課長補佐が講演をいただくことになってます。

これについては保護者、教職員、地域の方にご案内を差し上げて、ひとりでも多くの方が新しい小中一貫教育が今なぜ求められているかについて勉強する機会となっておりますので、ぜひ町民の皆様に来ていただくことを今、PRしているところでございます、以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に2番、槻間善高議員。

○2番（槻間善高君）2番、槻間です。

小清水町の郷土資料館の利用について質問いたします。

郷土資料の保存と活用の点から旧旭野小学校を活用された事は大変良かったと思います。

また、運営にあたりまして郷土資料保存会の皆様の長年にわたるご苦勞に対しまして、敬意を表したいと思っております。

そこで、この資料館を積極的に活用すべきと思っております。

小学生や中学生の授業の中に取り入れて、小清水町の開拓の歴史や先人の苦勞を学んでほしいものと考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ただいまのご質問にお答えいたします。

小清水町郷土資料館は平成24年度の小学校再編に伴い、旧旭野小学校を活用し、閉校後の各小学校の貴重な資料と石造り倉庫等に展示公開していた農業・林業の関係資料、生活用具、昔の町の様子の写真パネル、遺跡、昆虫標本等数多くの資料を合わせて公開をしております。

平成25年7月の開館からの来館者数でございますが、平成25年度の公開利用者数は延べ282名、平成26年度も延べ285名と多くの町民の皆様にご来館をいただいております。

ご質問の小中学生の授業での利用につきましては、毎年、小学校4年生が社会科の郷土史学習の中で郷土資料館を見学し、昔の人々の暮らしや、まちづくりの歴史を学び、先人の苦勞を知る機会となっております。

中学生については、郷土史が教科とはなっていないことから授業での利用はありませんが、今後、授業以外の機会に利用することが可能かどうか中学校ともお話をしていきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい2番、槻間善高議員。

○2番（槻間善高君）只今の説明の中で、小学校4年生が見学に来られているということで、大変良かったと思いますけども、時期的に伺いますと年の暮れの寒い時期、暖房のないとこでの学習ということでありますので、時期的も考えまして、暖かい時期に、資料館の庭を利用した野外学習授業なども利用していただき、また多くの人たちにも見てもらう機会を作ることが大切ではないかと思えます。

また、その事によって会館周辺が活性化され、施設の整備、道路の整備もしやすくなるかと思えますが、そのへんについても伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ご質問にお答えいたします。

確かに小学校については、カリキュラムの関係で、授業の関係で寒い時期に組まざるを得なかったという部分があります。

これについては3月にカリキュラム編成しますので、なるべく槻間議員がおっしゃられた、野外も利用した資料を見ながらできるような、時期について学校にも校長会を通じながらお願いをして参りたいと考えてます。

また合わせて、郷土史保存会の皆様方には管理していただいて、来館する方の説明もしていただいております。

非常にありがたいと思っています。

今後も出来る限り、環境整備に努めながら小清水の郷土史の資料が大切に町民に使われるよう、公開していくよう努力して参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）次に、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい4番、私の方からは2点伺いいたします。

1点目は、空き家の解体にかかる町の助成金の増額についての事と、あと除排雪の運行についてお伺いいたします。

先の6月の定例会で老朽化対策について町の考えを伺ったところでございますけども、非常にこの問題については難しい問題であるということで、なかなか良い案がない、そのようなことでございました。

この間、私たちの所管で町内の視察したわけなんですけども、その中で早晚老朽化に入るだろうというような家も含めて、だいたい23件あります。

これ老朽化の予備軍でございますから、将来的にまた町が苦勞しなくてはならないかなと思えますけども、今現在町で施行されております、住宅リフォーム等の助成金、この解体事業も助成の対象に入っておりますけども、解体についてはひとつ増額をしてはどうなのか。

それによってせつかく特租法ができてるわけですから、それと絡めながら、持ち主に解体喚起を促す、このような事をしてはいかがでしょうか。

あともう一つ、除排雪の関係ですけども、近年非常に異常気象で、吹雪、そして除雪大変な目に遭っているところが現状でございます。

また、除雪業者の方々には非常にご苦勞なさっていると聞いておりますけれども、除雪をして置き雪の問題で、除雪車の業者の方々以上に、高齢者の方々が非常に苦勞してるわけなんです。

全部持っていけっというのはちょっと無理かもしれませんが、ひとつ置き雪に対して、除雪業者と町の考え方、また今福祉除雪もしていますけども、それらのからみも含めてどのように置き雪問題を解決しようとしているか考えがあればお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の住宅リフォーム等助成事業につきましては、小清水町の独自の事業として、町民

の皆さまが安心して住み続けられる居住環境の向上と地元経済の活性化を目的に、平成22年度から28年度までの時限措置として取り組んでいる事業でございます。

ご承知のとおり、助成額は事業費の3分の1以内で、30万円を助成限度額としておりまして、平成27年8月末の利用実績318件で、その内訳としましては、住宅の新築が15件、増築を含む改修が264件、ご質問の解体につきましては39件となっております。

ご質問は、この住宅リフォーム等助成事業の解体にかかる助成額の増額を検討してはいかがかとのことですが、ただ今申し上げましたとおり、39件の利用実績がありまして、公平性の観点からも増額することはできないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、2点目の除排雪の質問にお答えしたいと思います。

近年、異常気象ともいえる豪雨や豪雪といった被害が各地で発生しており、比較的災害の少ないこのオホーツク地域においても、ここ数年、猛吹雪による交通網の寸断が頻繁に発生するなど、住民生活にもおおきな影響が生じているところでございます。

ご指摘の除排雪に関して自治会等との事前協議がなされているのかとの質問ですが、特に除排雪の問題を取り上げて、打ち合わせをしたことはございませんが、核家族化や少子高齢化の進展といった社会構造の変化に伴って、少子高齢社会を見据えた雪対策も重要であると考えますので、近々市街地の自治会長の皆さまにお集まりをいただいて、課題解決に向けた協議の場を持ちたいと考えているところでございます、以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員

○4番（森浩君）増額が無理というような事ではございましたけれども、将来的に今のような解体されないで残っていくということは、将来的な町のつけになっていく、強制執行するなり、何にしても町が金を出すという形になろうかと思えます。

それで方法として、増額が無理であれば他の方法で何か手だてがないか、そういうことを議論していただきたいというふうに思います。

ある町では解体する費用の借入金の利子補給をする、または業者の斡旋をもう少し安くできるようにしているところもあるように伺っております。

もう少し、老朽化の家の関係については、もう少し前向きに壊して、更地にしていただくんだというようなことを全面に打ち出しながら対処していただきたいというふうに思います。

あと除排雪の関係なんですけども、確かに小清水の中では除雪機、不足をしているのではないかなという町の声も聞こえます。

どうしても遅くなると、非常に町民の方、又は地域の住民の方が一体何をしているんだというような事で、非常に腹ただしいような意見がでてくるわけなんですけども、ぜひ業者さんと打ち合わせしながら小清水の今年の除雪計画はこうなってる、ですから理解をしていただきたいというふうなそういうものをきちっと広報等に載せながら、町民の理解を得ていただきたいと思えます。

あと先程言われた自治会の問題、それとボランティアの問題、除雪ボランティアっていうものを町ではちょっと無理かなっていうような気もするけども、たぶんボランティア協会っていうのがございますね、その中でひとつ議論をしていただくっていうような方法も考えていただきたいと思えます。

その点も含めてお考えがあればお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず最初、リフォームの増額の関係でございますが、先程森議員から先般、所管調査で23棟の住んでいない住宅等があると、全てが危険な状態ではないんですがというお話がありました。

23棟については私ども検討いたしました。

23棟のうち本当に危険だろうというのが6棟と考えました。

従って残り17戸については、10年先、15年先になれば当然危険な状態だとは思いますが、今現在やはり危険だと思われるのが、6棟というふうに認識いたしました。

その6棟のうち、住宅リフォームが対象となる町内の人が持つる住宅は、1戸だけでございます。

残り5戸は町外者が所有しておりますので、リフォームの金額をいくら増やしたところで対象にならないわけですから、森議員のおっしゃるようなリフォームの金額を増やしたところで、たった一人のために増額するのですかと、そういうことになろうかと思えます。

そうすると、過去に30何棟助成をいただいて取り壊している人からみれば、なんだ俺、もっと待ってた方が、もっといっぱいもらえたのかとそういう不公平感がでるので、このリフォームの増額には馴染まないという判断をした訳でございまして、この点、全てが町内の人が持つる物ではない、23戸全て、全て町内の人が持つるのではないという、そういったことをまずご理解をいただきたいなと思えます。

そこで、他の町村の事例として、取り壊しの費用に対する借り入れ金の利子補給だとか、業者の方を安く取り壊していただくように斡旋するというのは、町としてはなかなかできないことで、それはここにやっていただくことしかないと思うのですが、いずれにしても非常に難しい問題でございまして、まったく町は何も考えていないわけではございませんので、今後ともどのような方法がいいのか、しかもある程度町民に公平でなければならぬと、そんなことを考えて引き続き検討して参りたいと思えますのでご理解をいただきたいと思えます。

次、2点目の除排雪の関係でございまして、町民から色々、私どもも除排雪が遅いとお叱りは受けております。

しかしながら、委託事業共同組合の方々が一生懸命していただいております。

特に今年の冬は、ロータリー車でなければなかなか除雪できなかったという状況もあります。

そういった事は町民の中にも理解はしていただいているんだと思えますが、自分の所の前がなかなか開かないと怒りが治まらないという実情はよく分かります。

そこで、私どもといたしましては、先程答弁いたしましたとおり、近々に市街地の自治会長さんにお集まりいただきまして、色々協議をしたいと。

というのは除雪ボランティア、社会福祉協議会を通じて自治会の方々に除雪をお願いしております、そういった実態にあります。

それから、高齢化がどんどん進んで参りますので、なかなか自分の家の前の置いて行かれた雪の排雪も非常に難しいことは分かりますので、そういったことで、市街地の自治会長さんとか、社会福祉協議会とか、それから委託事業協同組合の除雪に関わっている人たちに一同にかえていただいて何かいい方法がないのかどうか検討して参りたいと、そして森議員からご指摘があったように、玄関前というか、道路に除雪の時に置いていかれる雪の山っていうのですかね、その対応について関係者で協議をしていい方法を考えていきたいなと思えますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）空き家の関係に、ちょっとしつこくなりますけども、これについては町外の持ち主については、これは無理だよということは承知しております。

町外まで足を延ばせ、手を延ばせとは言っておりません。

地元にいる者については、ぜひそういうような今回の特祖法が施行されたうわげを話しながら、解体なり、若しくは補修をする一つの糧にしていきたい、するべきだと思っております。

確かに特祖法の中では、将来的に代執行もできるというようになっておりますけども、その時において、町費を持ち出して、税金を持ち出してというふうになる前に、今から手をうった法がいいんじゃないかなというふうに申し上げたわけなんですけども、これについて町内限定でどのような対応をすべきか、今までどおり解体作業に馴染まないというふうにするべきものなのか、町内の持ち主の方には特祖法もふれながら理解を求めていく、また増額もしますよというような方法を

とってはいかがですか、再度お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います、非常に危険で町内の人が持っている建物は一つですが、私どもが見ても通常の住宅とは違うものですから、取り壊し費用に相当額がかかると担当課長は直接その方と接触しております、既に。

しかし、業者から見積もりをとったらこのくらいとかかると言われたんで、断念したと。

ただ手をこまねいているのではなくて、担当課長は本人に接触してそういうお話をしたそうです。

従って、そういった実態からいって、現在3分の1で最大30万を300万、500万に増やすんなら別ですけども、そういう事にはならないので、30万を仮に50万とか80万にしたって、非常に難しいという判断にたったところでございます。

合わせて先程答弁いたしました、既に39件が取り壊しの助成を受けておりますので、その方との整合性というのもやっぱり必要だと思いますし、リフォームはあと2ヶ年間しかない、今年と来年しか、時限措置でしておりますので、その中で増額することは果たしていいのかなという、総合的に判断して出した結論でございます。

また良い方法があればというふうに今後検討したいと思いますけども、実態としては30万上限を少くくらい増やしたところで、なかなか取り壊ししていただけるような物件でないということだけご理解いただきたいと思ひます、以上です。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第4号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました報告第4号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

平成25年度より2ヶ年にわたり実施して参りました継続費事業につきまして、平成26年度をもって事業が完了しましたので、その実績につきまして精算報告書を調製したものであります。

継続費事業といたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、斜里郡3町終末処理事業につきまして、全体計画欄にあります2ヶ年の予算総額211万2千円に対しまして、同額をすべて一般財源とした事業が完了したところであります。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第3号、専決処分した事件の承認について、平成27年度小清水町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について、平成27年度小清水町一般会計補正予算第2号をご説明申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。

本補正予算は、7月5日発生の廃棄物処理場火災に係る現況復旧費用及び8月27日執行の網走海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行に係る費用を、総務費及び衛生費に追加計上したものでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5924万2千円を追加し、予算の総額を57億5747万4千円としたものでございます。

16ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の追加は、廃棄物処理場の現況復旧に要する起債を追加するもので、一般単独災害復旧事業債の限度額を設定するものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、別途お配りしております主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに2款総務費、4項選挙費、4目海区漁業調整委員会委員選挙費で、各委員等の報酬、職員手当等の人件費67万1千円、その他物件費14万5千円、合計で81万6千円追加計上。

4款衛生費は、1項保健衛生費、5目環境衛生費、15節工事請負費で、廃棄物処理場の火災に係る現況復旧工事費5842万6千円を追加計上したものであります。

続きまして、歳入予算ですが、18ページにお戻り下さい。

14款道支出金は、3項1目総務費道委託金で、海区漁業調整委員会委員選挙に要する歳出経費同額の81万6千円追加、20款町債は、1項8目衛生債で、一般単独災害復旧事業債5800万円追加、18款繰越金は、災害復旧事業で産業廃棄物処分費用など起債対象外経費を繰越金で措置することとし42万6千円追加計上したものであります。

議案書21ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費に係る人件費の追加分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

海区漁業調整委員会委員選挙費の執行及び廃棄物処理場の火災に係る現況復旧工事に、即座に取り組む必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）専決の処分の関係ですから問題はないんですけども、二つ程お聞きしたいのですが、まず1点、この一般単独災害復旧事業債、どういう資金なのか教えていただきたいと思えます。

例えば、過疎債とか、そういうようなレベルなんですよというか、そういうものを教えていただきたいということです。

それから、この災害にまつわる保険料の扱い方と、保険が入っていて保険が入るのであれば、たとえばこの事業債に返済するとか、雑入に受けてそのままというのか、その辺を教えて欲しいということです。

それと関連があるので、一番大事な事なんですけど、先程町長から行政報告の中で教員住宅の火

災の経過を教えていただき、まだ原因が分からないからはっきり言えないという事でございますけれども、それはいずれにしても建て直すのか、どうするのか、跡地をきちっとするのもお金がかかるのもそれは仕方が無いことですが、今後、再発防止対策としてこのゴミ処理場を含めて、二つの公共施設の火災、どう町長は考えているか、その辺の考え方をお聞きしたいと思いますし、特に職員に関わる問題ですから、職員をどのようにしてこれから教育していくのかその辺を含めて、それと、それぞれの職員住宅の火災報知器、それから消化器は今後どうするのかその辺も含めてお話をさせていただければ幸いです。

よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 28 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

金原企画課長。

○企画財政課長（金原武浩君）初めに私の方から、一般単独災害事業債の関係につきまして、ご説明させていただきたいと思ひます。

本起債の借入れ等に関しましては、先に開催させていただきました議員協議会において専決処分をさせていただくという時に、起債の詳細についてご報告させていただいたかと思ひますけれども、改めてまた私の方からご説明させていただきたいと思ひます。

町有施設についての災害復旧にかかる部分ということで、起債計画の区分上、一般単独災害事業債というのがございまして、特に交付税措置の関係のところを副議長がお聞きになりたいのかと思ひますけれども、先の説明のとおり、財政力指数に基づきまして、平年化した中で交付されますので、財政当局、当初の資産としては53%程度ということでご報告していたかと思ひますので、今一度ご確認をさせていただければありがたいと思ひます。

それと保険料の歳入の関係の部分については、当該年度分の雑入の部分で受けさせていただいて、それは特定財源として決算の時に復旧事業に充てるというような決算の手法をとることとなります。

失礼いたしました、保険は入っていないということなので、それも議員協議会の法で説明があったとおり現況施設に対しては、保険はかけていないということなので、将来的に検討してまいりたいというご説明をしたかと思ひますので、今一度ご確認をいただければと思ひます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁）私の方から、ゴミ処理場の関係、来年の対策ということでご説明したいと思ひます。

今、考えているのは前の議員協議会でもお話ししたかもしれませんが、具体的に防犯カメラについて検討しています。

なぜかという前回火災もゴミを投げに下まで行った車があると思われまますので、ただ防犯カメラはありませんから、判断しておりません。

ゴミ処理場の管理する方とどこに付ければ一番有効なのかを含めて、来年度以降、場所、見積もり等とって検討していきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
承認第3号、採決いたします。  
原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。  
よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第34号

- 議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第34号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

- 総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第34号小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

配布しております新旧対照表も合わせてご覧願います。

今回の改正につきましては、10月5日施行の一般的にマイナンバー法と言われております、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、すべての国民一人ひとりに個人番号が付けられることとなりますが、その個人番号は個人情報に該当し、強力な個人識別機能を有していることから、より厳格な取り扱い規定を本条例に加えるものでございます。

改正内容でございますが、個人情報の中での取り扱いをより明確にするため、個人番号を内容に含む個人情報を特定個人情報、その特定個人情報を他の団体と連携した際における情報照会者、提供者、情報内容等を情報提供等記録と定義づけ、それぞれに目的外の利用制限、情報提供や開示請求の範囲と方法、情報を訂正した場合における総務大臣への通知義務や、情報の利用停止などを講じる内容となっております。

最後に附則でございますが、特定個人情報については、法律の施行日、平成27年10月5日から施行することとし、第2条の情報提供等記録の取り扱いにつきましては、開始予定が平成29年7月からとなっていることから、法附則第1条第5号により、今後公布される政令の施行日からとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第34号、採決いたします。  
原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。



よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第35号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただいま上程されました議案第35号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に向けたものでございまして、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容でございますが、平成28年1月1日からマイナンバー制度の導入に伴う通知カード等の再交付手数料について、規定するものでございます。

別途お配りしております小清水町手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第1条別表第8項の次に通知カード再交付、1件につき500円の事項を加え、第2条別表第8項の次に個人番号カード再交付、1件につき800円の事項を加える措置を規定するものでございます。

なお、住民基本台帳カードにつきましては、新規発行及び更新ができないこととなります。

最後に附則でございますが、第1条の規定につきましては、平成27年10月5日から、第2条の規定につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号 及び 議案第37号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第36号及び、日程第14、議案第37号、小清水町特別養護法人ホーム条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第36号、小清水町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、一括してご説明申し上げます。

この2件の条例の一部改正につきましては、施設所在地の変更など、特別養護老人ホーム愛寿苑の移転改築に伴う改正となるものでございます。

説明にあたりましては、別途お配りしております、それぞれの新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに、議案第36号、小清水町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定でございますが、第2条では、施設の位置を移転先住所の共和13番地の1に改め、第3条では、改築で80床に増床されますので、この内、短期入所ショートステイ事業の定員を10人に、施設入所の定員を70人にそれぞれ改正するものでございます。

次に、議案第37号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定でございますが、本町の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所、また、本町が運営する介護老人福祉施設の開設場所を愛寿苑と指定しておりますので、第7条において、その事業所の所在地又は開設場所を移転先住所に改正し、併せて特別養護老人ホーム条例の表記と整合を図る文言整理の改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、工事竣工後、11月1日に入居者の皆さんが新たな施設に転居し、運営を開始することとしておりますので、両条例ともに施行日を平成27年11月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第36号、議案第37号、一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号及び、議案第37号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号 乃至 議案第40号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第38号乃至、日程第17、議案第40号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第3号について。

平成27年度小清水町後期高齢者医療医療特別会計補正予算第1号について。

平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてを一括して議題といたします。説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第38号乃至議案第40号、小清水町各会計補正予算について、始めに議案第38号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5058万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億805万6千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、特別養護老人ホーム整備事業債で、過疎対策事業債及び介護サービス施

設整備事業債の借入を予定しておりましたが、介護サービス施設整備事業債分の借入を行わず公共施設整備基金繰入金等を充当することによる限度額の変更を、臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費、6目企画広報費、11節需用費で、特集ページの増加などによる広報発行印刷製本費80万円追加、13節委託料は、北海道大学公共政策大学院との包括連携事業のうち、小清水赤十字病院が地域に与える各指標調査等実施による地域医療持続可能性調査業務委託料100万円追加、3項1目戸籍住民基本台帳費は、13節委託料で、公的個人認証システム導入に係る業務委託料22万3千円、個人番号カード交付に係るカード券面印刷機の保守点検業務委託料3万円を追加するほか、18節備品購入費においてカード券面印刷機1台の購入費用91万6千円を追加、19節負担金補助及び交付金は、通知カード、個人番号カード関連事務実施に係る地方公共団体情報システム機構への負担金182万2千円を追加、合わせまして299万1千円追加計上を行うものです。

次のページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料で、平成26年度国庫及び道費負担金の確定によります返還金14万7千円追加、25節積立金は、1件の指定寄附金に係る福祉振興基金積立金1万円を追加、合わせまして15万7千円計上を行うものです。

4目特別養護老人ホーム建設費は、補正額はありませんが、介護サービス施設整備事業債の借入分を、公共施設整備基金繰入金及び一般財源充当による財源内訳の変更となります。

次に4款衛生費は、1項保健衛生費、5目環境衛生費において、リサイクルセンター整備に係る旧施設解体等実施に要する経費として、12節役務費で、給水設備撤去に係る申請手数料3千円、13節委託料で、一般廃棄物処分等業務委託料190万円、15節工事請負費において、校舎等解体工事請負費3805万1千円、合わせまして3995万4千円追加計上を行うものです。

次のページになります、10款教育費は、6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金で、東日本軟式野球大会北海道大会へ出場するニュー止別クラブ等に対する派遣費補助金21万円追加、2目体育施設費は、町民プールの屋上防水及び外壁等修繕に係る工事請負費547万円追加、合わせまして568万円追加計上を行うものです。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻り下さい。

9款地方交付税は、財源調整分として205万円計上。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業費補助金198万7千円計上するものです。

なお歳入予算の内、今回の歳出補正額には補助対象経費分182万2千円の充当を行い、充当残16万5千円につきましては、決算時において他の補助対象経費であります人件費に充当を行うものであります。

次に16款寄附金は、1件の民生費寄附金1万円を追加計上、次のページになります、17款繰入金は、特別養護老人ホーム整備事業に充当を行うため公共施設整備基金繰入金2億円追加計上、18款繰越金は、財源調整分といたしまして2億4640万円追加計上、19款諸収入は、旧中斗美小学校のプール解体による鉄くず売り払い収入として、リサイクル物品売払収入7万円追加計上するものです。

次のページになります、20款町債は、第2表地方債補正でご説明いたしましたとおり、特別養護老人ホーム整備事業債の内、介護サービス施設整備事業債分の借入を取りやめることとし、4億3870万円減額、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴いまして3876万5千円追加計上、合わせまして、3億9993万5千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第39号、平成27年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書16ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万7千円を追加し、予算総額を8301万7千円とするものでございます。

補正予算書21ページをお開き下さい。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料における1件の特定理由による減免申請につきまして、その決定を受け、遡及して保険料還付を行うため補正予算計上するものです。

まず、歳出予算では、過年度に納付済みの保険料の払い戻しとしまして、4款1項償還金において、過誤納金払戻金11万7千円を追加計上し、戻りまして19ページになります歳入予算では、4款3項雑入において、後期高齢者医療広域連合に納付済みの当該保険料11万7千円同額を、保険料等還付金として追加の予算計上をするものです。

次に、議案第40号、平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書23ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において172万5千円を追加し、予算総額を4億5876万8千円とするものでございます。

補正予算書30ページをお開き下さい。

本補正予算は、歳入歳出ともに平成26年度給付費等の確定に伴い、国、道、支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算によるもので、はじめに歳出では、超過交付による返還金を計上するもので、6款1項償還金において、保険給付に係る国庫支出金並びに地域支援事業に係る国庫及び道支出金の返還分170万1千円に、地域支援事業に係る支払基金交付金返還分2万4千円の、返還金総額172万5千円を追加計上するものでございます。

28ページに戻りまして、歳入では、いずれも保険給付に係る交付不足分を追加することとし、3款1項道負担金の追加交付分35万4千円、4款1項支払基金交付金の追加交付分89万5千円をそれぞれ追加し、そのほか財源調整としまして、7款繰越金において保険給付費分56万5千円、地域支援事業費分54万9千円の前年度繰越金111万4千円を追加し、6款2項基金繰入金において、介護給付費準備基金繰入金63万8千円全額を減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第38号、質疑を受けます。

はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、2点ほどお尋ねしたいのですが、まず1点目として、企画広報費の中の地域医療持続可能調査業務委託、これについて、こういった調査をされるのかについて、もう少し詳しくお尋ねしたいのが1点と、2点目としては、環境衛生費の中で施設解体工事費、この中には産業廃棄物の産廃料も含まれてるかと思うのですが、この産廃料が実際に処分された時の増減があった場合に契約上どうなるのかについてをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）はじめに私の方から、北大との包括連携にかかる日赤の業務委託の中味についてご答弁させていただきたいと思っております。

先に包括連携協定締結させていただきまして、その中の連携協定の項目の中に、小清水赤十字病院の地域に与える影響、それから持続性可能性に対する項目というのが調査項目の中に入っております。

その他にまちひとしごとの関係であったり、地域交通の構築の確立だったりとか、いろんな項目が入っているんですが、今年度の包括連携事業につきましては、まず小清水赤十字病院がどのような指標をもっているか基礎調査の収集資料ということになります。

従いまして、受診状況であったり、レセプトの中から指標として取り入れる調査であったりという基礎的な項目の調査を年度末に行って、次年度の調査項目に対して反映させてくというような業務委託の内容となつてございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）旧中斗美小学校の一般廃棄物処分等の業務委託料の関係でご質問でございますけども、今議会に予算補正をだしておりますので、これから改めて契約をしなければならないと思ひております。

契約にあたっては当然見積もり取りましますので、その時点で正式な、正確な数量を抑えてたいと思ひます。

ただその数量も変動があるかもしれませんので、それに対応できるような契約を今後見積もりとつて契約する時に考えていきたいと思ひています。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方、はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、教育費、ページで言いますと14ページにあたりますが、教育費の体育施設費の疑問な点がありますが、一番下の屋上防水、これについては町民プールは三角の屋根もあるし、あるいは無落雪の部分もあると思ひんですが、どの部分の工事費なのかお教え願ひたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めまします。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）今回町民プールの整備工事請負費の中で、屋上のウレタン塗膜防水が劣化しているということで、その部分の工事請負費の補正をあげさせていただきました。

プールの平らな部分の全体的な部分の天井部分が、ウレタンがかなり年数が経って老朽化しているということで、今回出てきますので、その部分の経費として工事請負費としてあげさせていただきますということでございます。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）今ご答弁いただきましたことは、要するに無落雪の屋上と言うことですね。

そうであれば、以前にもあったんですが、そういう施設の場合、例えば他の民間の場合、農協ですけども、無落雪の屋上の修理の年数を考えると屋根をかける方が長期に考えた場合、経費削減になると、確か経過もありました。

そういった無落雪の公共施設の屋上等については、そういう10年という長期スパンで考えた場合、三角屋根方式、そういうのも検討すべきだというふうに考えましますが、そういう方法については検討はしていないんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めまします。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）無落雪の部分の屋根のウレタンの補修ということで、建設課とも相談しながら、そして各施設も無落雪がありますので、そういう状況も含めて勘案しながら、現状の補修ということで対応させてもらうことと考へております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

なければ質疑を終結いたしますけどもよろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第40号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時57分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第41号 乃至 議案第43号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、議案第41号乃至、日程第20、議案第43号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長(権藤結君) ただ今上程されました、議案第41号乃至議案第43号について、一括してご説明いたします。

配布しております新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますが、いずれの規約も同様に、加入している団体の脱退と新たな加入が主なものでございまして、脱退が平成26年度末に解散いたしました道央地区環境衛生組合と南渡島青少年指導センター組合及び平成27年度末をもって解散いたします、西十勝消防組合以下4消防組合で、加入が平成27年5月1日設立のとかち広域消防事務組合でございます。

この解散と設立に加えて、北海道市町村職員退職手当組合につきましては、縦書きの規約を横書きに変更、2ページ目の北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、第1条の文言整理、3ページ目の北海道市町村総合事務組合につきましては、団体の解散廃止に伴い消防事務を構成町村へ継承する改正内容となっております。

なお、附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に知事を経由して総務大臣の許可を要することとされていることから、いずれも総務大臣の許可の日からとするものでございますが、西十勝消防組合以下4消防組合の脱退につきましては、本年度末に解散いたしますので平成28年4月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後13時00分

再開 午後13時01分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎同意第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました、同意第4号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の更科明美氏におかれましては、平成19年10月に就任されて以来、2期8年にわたり本町の教育行政にご尽力をいただき、今年30日をもって任期満了となるところでございます。

つきましては、引き続き次期委員に再任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

す。

更科氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、ご紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方でありまして、教育委員として適任と存じますので、再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第4号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第4号、原案のとおり同意と決定されました。

#### ◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、認定第1号、平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました認定第1号、平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）決算審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げたいと存じます。

平成26年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月9日付けで小清水町長宛て文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要の説明を申し上げます。

審査につきましては、森監査委員と共に8月10日及び11日の、2日間で実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿、証憑等に基づいて計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿ってご説明申し上げます。

まず、意見書4ページ的一般会計でございますが、歳入総額、56億9610万円に対し、歳出総額では、53億1171万8千円となっております。前年度と比較して、歳入で4.6%、歳出においては、8.2%それぞれ減少となり、歳入歳出ともに前年度を下まわっております。

歳入が減額となった主な要因として、5ページ上段の表をご覧いただきたいと思います。

右側の減少となったものとして、地方交付税の8823万7千円の減額が大きなものとなっております。



国庫支出金の大幅な減少につきましては学校建設費の皆減によるものです。

次の表の、町税については、平成26年度の中段、歳入決算額で5億5848万7千円と、25年度と比べますと、951万6千円の増となっており、その主な要因としましては、固定資産税の665万8千円がございします。

収入率をみますと、町税では、97.61%で、前年度と比較して0.56%高くなっております。

6ページ、税外収入の表下段、収入率については、97.59%で、前年度と比べますと0.32%高くなっており、未収額につきましても、258万6千円と前年度より5.4%減少しております。

収入率及び未収額につきましては3年続けて改善されており、その努力と結果は高く評価できるものと思ひます。

引き続き、歳入確保の努力を望むところでございします。

次に7ページ二つ目の表、基金の状況でございしますが、一般会計の年度末現在高は、35億5224万2千円で、前年度に比べ5.5%の減となっております。

また、次の表、地方債の状況につきましては、年度末における残高は89億6215万5千円で、前年度と比べますと1億6474万5千円の増、8ページの債務負担の状況につきましては、年度末現在高15億9725万2千円で、前年度と比べますと、358万1千円の減となっております。

9ページの二つ目の表、主要財政指数等につきましては、財政力指数は、0.189で前年度と比べ0.001ポイント下まわっており、経常収支比率につきましては、77.6%で前年度と比べ3.5%上回っております。

経常収支比率は、弾力性が失われつつあるとされる75%を超えていますので、健全な比率となるよう努力願ひます。

実質公債費比率につきましては、8.6%で前年度に比べ0.2%下降し、公債費負担比率につきましても、19.4%と前年度に比べ0.9%上昇、起債制限比率につきましては、7.0%と前年度に比べ0.2%下がっております。

公債費負担比率につきましては、20%を下まわっておりますが、今後とも20%を超えることのないよう努力願ひます。

予算執行率及び事務手続き等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございしません。

次に、10ページの国民健康保険特別会計でございしますが、歳入総額では8億7327万9千円、前年度と比較して7.1%、歳出総額では、8億3681万8千円で、前年度と比較して8.0%それぞれ減少しております。

11ページ、保険料の歳入決算額では、2億9798万5千円で、収入率を前年度と比べますと0.8%高くなっており、また未収額は、581万4千円で前年度と比べ35.8%減少しております。

歳出については、12ページの前年度比較を見ますと、介護納付金で91万7千円、保険事業費で60万8千円、諸支出金で492万1千円増額となっておりますが、保険給付費で7098万8千円、後期高齢者支援金で636万1千円、共同事業拠出金で314万3千円などが減少しており、全体的には7314万5千円、前年度を下まわっております。

平成26年度も前年にひきつづき法定外による一般会計からの繰入金は無く、総体的に適正に執行されております。

今後とも健全な会計運営を目指しご努力されまことを望みます。

次に、13ページの後期高齢者医療特別会計でございしますが、歳入総額では前年度と比較して9.6%、歳出総額では前年度と比較して10.9%それぞれ増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

14ページ、歳入の保険料の歳入決算額は、5468万2千円で、収入率は99.89%と前年度と比べますと0.01%高くなっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、15ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は4億441万3千円、歳出総額は3億9731万1千円となっており、若干平年を上回る決算となっております。

サービス事業勘定では、歳入歳出ともに2億4184万8千円で、8.1%前年度決算額を上まわっています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートし、15年が経過したところでございますが、制度の見直等で、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなっています。

今後とも高齢者の安心の確保に努めていただきたいと思います。

次に、19ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額では、2億4452万6千円で、前年度と比べますと19.1%、歳出総額では2億2656万2千円で、前年度比では、20.1%それぞれ増加しております。

20ページの水道使用料につきましては、調定額に対して95.98%の収入率と前年度より0.29%下まわり、未収額についても、前年度より5.3%増加しています。

会計の健全な運営と引き続き安全で安定した供給のために運営管理に万全を期していただきたいと思います。

次に、21ページ農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額では、1億4559万5千円で、前年度と比べますと0.5%、前年度決算額を上回っていますが、歳出総額は、1億3512万2千円で、前年度比では0.4%、前年度決算額を下回っております。

22ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では、収入率を見ますと94.64%と前年度と比べ0.36%下回っております。

また、未収額についても、12万8千円、4.4%増加しており、簡易水道事業と連携しながら、健全財政維持のため徴収方を強化し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思います。

歳出については、特に申し上げることはございません。

以上、平成26年度の決算審査について、意見を述べたところでございますが、昨今の厳しい財政状況下にあつて、全体的に事務、事業は的確に執行されていると評価するものであります。

一般会計の歳入における、町税等の収入率が0.56%、特別会計では保険料等の収入率においても0.34%それぞれ上昇し、ともに収入未済額も減少しています。

このように、3年連続して全般的に収入率が上昇したのは、債権管理条例を制定し、徴収強化委員会を中心に滞納処分や延滞金の徴収を積極的に周知したことなどの継続的な徴収強化の結果でありこれらの努力は高く評価でき、今後もよりいっそうの徴収強化を望むところです。

歳出においては、扶助費の増加により義務的経費が増加していますが、普通建設事業の減により、投資的経費が抑制され、行財政改革の取り組みなどと合わせ、鋭意努力されており、全般的に概ね適正に執行されております。

一般会計における財政構造をみますと、財政力指数は前年度に比べ0.001ポイント下回り、普通交付税については、前年比10.4%減少しております。

財政状況は厳しく、予断を許さない状況ですので、今後とも適切な財政運営を望むところでございます。

こうした中で、多様な行政需要や人口減少問題、地方創生などの行政課題に対処していかなければならず、難しい財政運営を要求されることと思っておりますが、引き続きさまざまな課題に対処しながら、将来にわたって自立した自治体として存続していくためにも、先例や現状に安住することなく、これまで以上に全職員が知恵を出し合い、町民の声に耳を傾け、新たな発想と幅広い見識による、まちづくりを進めていかれますよう切望するところでございます。

今後とも、事業執行にあたっては最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政施策の遂行と財政の安定、健全化の維持に取り組み、町政の発展と住民福祉の向上に努められるよう要望し、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思えます。

さらに、審査の方法は、議会閉会中の継続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき議長から指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に林幸雄議員、副委員長に八木勝正議員を指名いたします。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第5回町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後13時23分）